

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 公印を新調しその使用を開始する件 一七
- 公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書に係る監査事項を指定する件 一七
- 浄化槽法の規定により指定検査機関を指定した件 一七
- 県営土地改良事業計画を変更した件 一七
- 保安林の指定を解除する件 一七
- 道路の区域を変更する件六件 一七
- 道路の供用を開始する件七件 一七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 一七
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件五件 一七

**公 告**

- 職員表彰を実施した件 一八
- 都市計画事業の認可の告示があった件三件 一八
- 一般競争入札を行う件 一八
- 落札者を決定した件 一八

**正 誤**

- 平成二十八年三月二十二日付け号外第十七号中 一九

## 告 示

### 福島県告示第二二三号

公印を次のように新調し、平成二十八年四月一日その使用を開始する。  
平成二十八年三月二十九日

職印

福島県知事 内 堀 雅 雄

番号	10の7	20
公印の名称	福島県知事印（福島県ふたば復興事務所用）	福島県ふたば復興事務所 長印
印影		
公印管理者	福島県ふたば復興事務所 所長	

（文書法務課）

### 福島県告示第二四四号

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項の規定に基づき、福島県知事を所轄庁とする学校法人が同条第二項の規定により福島県知事に届け出る平成二十八年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年度の監査報告書から適用する。

公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書に係る監査事項を指定する件（昭和五十二年福島県告示第六十四号）は、平成二十七年年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（活動区分資金収支計算書を除く。）が作成されているかどうか。

（私学・法人課）

### 福島県告示第二四五号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定により、指定検査機関として平成二十八年三月十五日に次の者を指定した。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名  
公益社団法人福島県浄化槽協会  
福島県福島市野田町一丁目十六番三十五号  
会長 大河原正一
- 二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間  
福島県全域  
平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで（五年間）
- 三 検査の手数料  
1 浄化槽法第七条の規定による水質検査

浄化槽の規模	手数料の額	
	既存単独処理浄化槽	既存単独処理浄化槽以外の浄化槽
一〇人槽以下	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一一人槽以上二〇人槽以下	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
二二人槽以上一〇〇人槽以下	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

2 浄化槽法第十一条の規定による定期検査

二一人槽以上一〇〇人槽以下	八、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一〇一人槽以上五〇〇人槽以下	一二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
五〇一人槽以上三、〇〇〇人槽以下	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三、〇〇〇一人槽以上	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

備考 「既存単独処理浄化槽」とは、浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

四 検査業務の開始予定年月日  
平成二十八年四月一日

（一般廃棄物課）

**福島県告示第二百六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下仁井田地区に係る県営農山漁村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年三月三十日から  
同 年四月十八日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
いわき市役所

（農村計画課）

**福島県告示第二百七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
いわき市久之浜町久之浜字須賀二八の三
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備

三 解除の理由  
公園用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第228号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県県中建設事務所平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に  
供する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	須賀川市和田字番屋七 〇番一地从り	変更前	A 八・五 八一・六	九、一三〇・四
	同 市松塚字上二九 番地先まで	変更後	B 二九・〇 七〇・六	二、五六四・〇
	同 市一里垣四四番 地先まで	変更後	C 一三・一 三四二・一	四、八二四・八
	同 市松塚字上二九 番地先まで	変更後	A 八・五 八一・六	九、一三〇・四
	同 市松塚字上二九 番地先まで	変更後	B 二九・〇 七〇・六	二、五六四・〇
	同 市一里垣四四番 地先まで	変更後	C 一三・一 三四二・一	四、八二四・八

同 市松塚字上二九  
番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第229号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計  
画課及び福島県県中建設事務所平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に  
供する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道吉間 田滝根線	いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先から	変更前	A 四・一 四〇・〇	五、九三九・二
	田村市滝根町広瀬字八 幡二〇六番地先まで	変更後	B 九・六 一一七・四	六、六四三・五
	いわき市川前町小白井 字将監小屋一一二番一 地先から	変更後	A 四・一 四〇・〇	五、九三九・二
	田村市滝根町広瀬字八 幡二〇六番地先まで	変更後	B 九・六 一一七・四	六、六四三・五

(道路計画課)

福島県告示第230号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員		延長
		変更前 (メートル)	変更後 (メートル)	
一般国道 二九四号	白河市白坂一七四番一 地先から 同 市白坂三五四番二 地先まで	一一・〇〇	一一・〇〇	四四〇・〇
		二七・〇〇	二七・〇〇	
一般国道 二九四号	白河市与惣小屋一八番 一地从先から 同 市横町六番地先ま で	一一・〇〇	一一・〇〇	四四〇・〇
		二七・〇〇	二七・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に  
供する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員		延長
		変更前 (メートル)	変更後 (メートル)	
一般国道 二九四号	白河市与惣小屋一八番 一地从先から 同 市横町六番地先ま で	一〇・〇〇	一〇・〇〇	三、三三〇・六
		四二・〇〇	四二・〇〇	
一般国道 二九四号	白河市東小丸山八九番 二地先から 同 市横町六番地先ま で	三〇・〇〇	三〇・〇〇	一、九二〇・〇
		四五・〇〇	四五・〇〇	
一般国道 二九四号	白河市与惣小屋一八番 一地从先から	一六・〇〇	一六・〇〇	六二〇・〇
		二五・〇〇	二五・〇〇	

同 市東小丸山八九番  
二地先まで

変更後

A  
一〇・〇〇

六、二五五・〇

白河市与惣小屋一八番  
一地从先から

同 市弥次郎窪四二番  
一六地先まで

B  
一七・〇〇

二、一七一・〇

白河市東小丸山七七番  
二地先から

同 市横町六番地先ま  
で

C  
一六・〇〇

六二〇・〇

白河市与惣小屋一八番  
一地从先から

同 市東小丸山八九番  
二地先まで

D  
一五・三〇

二、一八八・一

同 市弥次郎窪四二番  
一六地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に  
供する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の敷地の幅員		延長
		変更前 (メートル)	変更後 (メートル)	
一般国道 二九四号	白河市与惣小屋一八番 一地从先から 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで	一〇・〇〇	一〇・〇〇	六、二五五・〇
		四七・二〇	四七・二〇	
一般国道 二九四号	白河市東小丸山七七番 一六地先まで	一七・〇〇	一七・〇〇	二、一七一・〇
		二五・〇〇	二五・〇〇	

二地先から 同 市横町六番地先ま で 白河市与惣小屋一八番 一地先から 同 市東小丸山八九番 二地先まで 白河市横町六番地先か ら 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで	変更後	C 一六・〇〇〃 二五・〇〇	六二〇・〇〇
白河市与惣小屋一八番 一地先から 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで 白河市東小丸山七七番 二地先から 同 市横町六番地先ま で 白河市与惣小屋一八番 一地先から 同 市東小丸山八九番 二地先まで 白河市横町六番地先か ら 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで	変更後	A 一〇・〇〇〃 四七・二〇	六、二五五・〇〇
		D 一五・三〇〃 七五・〇〇	二六、一八八・一〇
		B 一七・〇〇〃 二六三・〇〇	二六、一七一・〇〇
		C 一六・〇〇〃 二五・〇〇	六二〇・〇〇
		D 一五・三〇〃 七五・〇〇	二六、一八八・一〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の 変更別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熱塩 加納会津 坂下線	河沼郡会津坂下町大字 八日沢字飯沼一一番地 先から 同 郡同 町大字 八日沢字飯沼二九一九 番四地先まで	変更前 変更後	八・〇〇〃 一〇・五〇〃 八・五〇〃 一一・五〇〃	一三三三・〇〇 一三三三・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一八号	須賀川市一里垣四四番地先から 同 市稲字御所館一一四番地先 まで	平成二八年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市白坂一七四番一地先から 同 市白坂三五四番二地先まで	平成二八年三月三二日

福島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市田明王寺一〇番一地从先から 同 市年貢町八〇番一地从先まで 白河市弥次郎窪八番二地从先から 同 市外薄葉一番四地从先まで	平成二十八年三月二十九日

福島県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道白坂停車場線	白河市白坂愛宕山二四八番地先から 同 市白坂四番地先まで	平成二十八年三月三十一日

福島県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十九日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道白坂関辺線	白河市白坂三三八番一地从先から 同 市白坂三三八番一地从先まで	平成二十八年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道熱塩加納会津坂下線	河沼郡会津坂下町大字八日沢字飯沼一一番地先から 同 郡同 町大字八日沢字飯沼二一九番四地从先まで	平成二十八年三月三十一日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四四九号	喜多方市字沼田六九九四番一地从先から 同 市字惣座宮二七三三番二地从先まで	平成二十八年三月三十一日

福島県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
駒橋沢2号	東白川郡矢祭町大字下石井字駒橋	土石流	次の図のとおり
城主内沢	同 郡同 町大字下石井字城主内	土石流	
小野沢2号	同 郡同 町大字中石井字小野沢	土石流	
小野沢	同 郡同 町大字中石井字小野沢	土石流	
金沢	同 郡同 町大字中石井字金沢	土石流	
柏木沢	会津若松市一箕町大字八幡字柏木	土石流	
三島沢	同 市一箕町大字八幡字躑躅山	土石流	
北山沢3号	同 市門田町大字堤沢字北山	土石流	
堤沢	同 市門田町大字堤沢字上	土石流	

(道路計画課)

南松沢	同 郡同 町松沢字前沢	土石流	
阿土沢	同 郡同 町松沢字前沢	土石流	
北松沢	同 郡同 町松沢字三百苺	土石流	
赤留沢	同 郡同 町赤留字竹ノ花	土石流	
前坂南沢	大沼郡会津美里町雀林字古屋敷	土石流	
西村中沢	同 郡同 町大字牛川字南山ノ下	土石流	
境ノ沢	同 郡同 町大字船杉字北杉乙	土石流	
北原沢2号	同 郡同 町大字塔寺字北原	土石流	
沢	同 郡同 町大字勝大字寺さんずかり	土石流	
杉沢	同 郡同 町大字船杉字南杉乙	土石流	
坊が沢	河沼郡会津坂下町大字気多宮字宮ノ内	土石流	
高川沢	同 市大戸町大字高川字菅沼	土石流	
香塩沢	同 市大戸町上三寄香塩	土石流	
草山沢	同 市門田町大字面川字沢	土石流	
沢2号	同 市門田町大字面川字沢	土石流	村

















小館C	小館B	小館A	林崎	五反田	川平2号	御台	滝ノ沢1号	井戸ノ上	上川	山の神1号	三函2号	宝海	湯台堂	川平1号	鬼越3号	桜井3号	鬼越2号	御殿2号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市平下高久字小館	市平下高久字小館	市平下高久字小館	市四倉町玉山字林崎	市常磐上湯長谷町五反田	市内郷白水町川平	市内郷御台境町御台	市渡辺町中釜戸字滝ノ沢	市鹿島町走熊字井戸ノ上	市常磐湯本町上川	市常磐湯本町山ノ神	市常磐湯本町三函	市常磐湯本町宝海	市常磐上湯長谷町湯台堂	市内郷白水町川平	市内郷御台境町鬼越	市内郷高坂町桜井	市内郷御台境町鬼越	市内郷高坂町御殿
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小館D	小館E	御台C	三函2号 (II)	湯台堂2号	旧城跡4号	熊ヶ平2号
同	同	同	同	同	同	同
市平下高久字小館	市平下高久字小館	市内郷御台境町御台	市常磐湯本町三函	市常磐上湯長谷町湯台堂	市平字旧城跡	市平下平窪字熊ヶ平
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

(砂防課)

**福島県告示第二百二十二号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 いわき市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画下水道事業(いわき市公共下水道)
  - 三 事業認可の年月日 昭和三十三年五月二十日
  - 四 事業施行期間 (変更前) 昭和三十三年五月二十日から平成二十八年三月三十一日まで  
(変更後) 昭和三十三年五月二十日から平成三十三年三月三十一日まで
  - 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成二十二年福島県告示第三百十三号)の事業地にいわき市鹿島町鹿島、常磐上矢田町田端、泉ヶ丘一丁目及び三丁目並びに葉山一丁目、二丁目及び三丁目の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち、同市小名浜字高山及び字辰巳町並びに泉ヶ丘二丁目目の各一部の区域を変更する。
- 使用の部分 なし

福島県告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

（下水道課）

- 一 施行者の名称 檜葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 広野檜葉都市計画下水道事業（檜葉町特定環境保全 公共下水道）

- 三 事業認可の年月日 平成十一年九月十四日
- 四 事業施行期間（変更前） 平成十一年九月十四日から平成二十八年三月三十一日 まで

（変更後） 平成十一年九月十四日から平成三十三年三月三十一日 まで

- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十七年 福島県告示第二百十二号）の事業地に檜葉町大字井出字田仲、 大字下小墾字柵町及び字四斗蒔並びに大字山田岡字堂ノ下の各 一部の区域を加える。

同事業地のうち、同町大字前原字宿田、字浜川田及び字東川原並びに大字山田浜字泉畑、字後中、字川端、字仲入、字深町、字仏房及び字山道北を削除する。

同事業地のうち、同町大字井出字五里内、字代、字高橋、字堂ノ前、字萩平、字谷地、字浄光東及び字本釜、大字大谷字熊野、字堂ノ内、字堤下及び字天神、大字上小墾字寺後、字戸崎及び字宮田、大字北田字上山根、字下山根、字寺脇、字堂後、字中満及び字細内、大字下小墾字大木下、字佐野及び字風呂内、大字下繁岡字赤粉、字大谷地、字篠柄及び字南代、大字山田岡字後沢、字美シ森、字大堤入、字下岩沢、字仲丸、字名古谷、字羽黒山、字広畑、字町東及び字一升平、大字山田浜字シウ神山及び字甚四郎前並びに大字前原字浜城の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

（下水道課）

福島県告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津高田都市計画下水道事業（会津美里町公共下水道）

三 事業認可の年月日 平成九年七月四日

四 事業施行期間（変更前） 平成九年七月四日から平成三十一年三月三十一日まで（変更後） 平成九年七月四日から平成三十三年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十五年 福島県告示第二百五十一号）の事業地のうち、会津美里町字高田前川原並びに永井野字下川原、字東川原及び字中町の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

（下水道課）

福島県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 会津美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津都市計画下水道事業（会津美里町公共下水道）

三 事業認可の年月日 平成九年七月四日

四 事業施行期間（変更前） 平成九年七月四日から平成三十一年三月三十一日まで（変更後） 平成九年七月四日から平成三十三年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十五年 福島県告示第二百五十二号）の事業地のうち、会津美里町字惣印南、字仲塚甲、字家東甲、字本郷入口道上甲及び字御用地を削除する。

同事業地のうち、同町字向川原甲、字新用地、字築場上甲、字上村北、字黒川内、字館ノ廻、字荒井甲及び字山道上の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

（下水道課）

福島県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄



- 一 施行者の名称 福島市
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（福島市公共下水道）
  - 三 事業認可の年月日 昭和三十九年九月六日
  - 四 事業施行期間 （変更前） 昭和三十九年九月六日から平成二十八年三月三十一日まで  
（変更後） 昭和三十九年九月六日から平成三十三年三月三十一日まで
  - 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし
- （下水道課）

公 告

公告第六十三号

平成二十八年三月二十二日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程（昭和三十五年福島県訓令第五十三号）第八条の規定により公告する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 表彰を受けた者 総務部知事公室 黒田 茂
- 二 事績の概要

平成二十八年一月十七日午後、福島市渡利の茶屋沼において、男児が転落し溺れているところを発見し、付近にいた三名の協力を得て男児を救助したものである。

（人事課）

公告第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	都市計画法 原町都市計画道路 路事業三・四・ 一〇二号駅前北	施行者の名称	福島県	事務所の所在地	南相馬市原町区 錦町一丁目三〇 番地	事業地の所在	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
---------------	---	--------	-----	---------	--------------------------	--------	------------------------

原線	福島県相双建設事務所	（まちづくり推進課）
----	------------	------------

公告第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	いわき都市計画道路事業二・三・一〇一号平警城線及び三・五・一四二号船引場 原木田線	施行者の名称	福島県	事務所の所在地	いわき市平字梅木一五番地 福島県いわき建設事務所	事業地の所在	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
---------------	--	--------	-----	---------	-----------------------------	--------	------------------------

（まちづくり推進課）

公告第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	県北都市計画道路事業三・五・一一八号腰浜町町庭坂線	施行者の名称	福島県	事務所の所在地	福島市中町七番一七号 福島県県北建設事務所	事業地の所在	収用の部分 福島市野田町五丁目及び七丁目内 使用の部分 なし
---------------	---------------------------	--------	-----	---------	--------------------------	--------	-----------------------------------

（まちづくり推進課）

**公告第67号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年3月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ケージウォッシャー 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年10月31日（月）
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年4月22日

- (金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において平成28年3月29日(火)から同年4月22日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等  
(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。  
(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年4月11日(月)午後3時 福島県出納局入札用度課  
(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年5月11日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年5月10日(火)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他  
(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Cage washer 1set  
(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 11 May 2016  
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 10 May 2016  
(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年3月29日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
液体クロマトグラフ質量分析装置 1式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
- 5 落札金額  
37,238,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年1月26日

(入札用度課)

一六	○平成二十八年三月二十二日付け号外第十七号中	ページ	正 誤
上		段 行	
ら 一 三		正	
「 」 に改め、		誤	
「 」 に改め、			